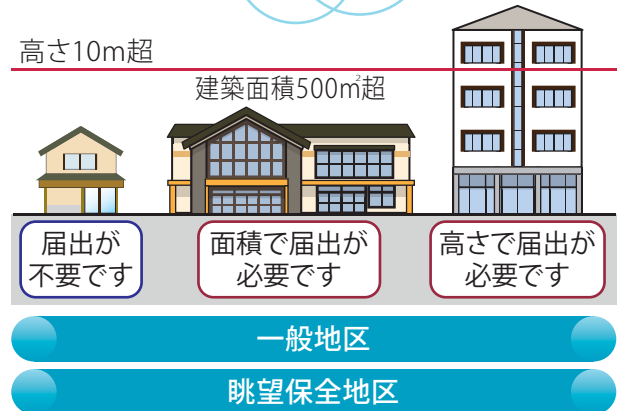


2-1. 届出が必要な行為と規模

届出対象行為

一般地区及び眺望保全地区において、届出を要する行為は次のとおりです。



行為		規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの
2 工作物の新設、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	① 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(②に掲げるものを除く。)	高さ10mを超えるもの
	④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥ 擁壁、柵、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	⑨ 自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにおいては30m)を超えるもの
	⑫ 太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
	⑬ その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
3	開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

一般地区及び眺望保全地区において、届出を要しない行為は次のとおりです。

○景観法第16条第7項各号に規定する行為

○景観法第16条第7項第11号に基づく志摩市景観条例に規定する行為

また、景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

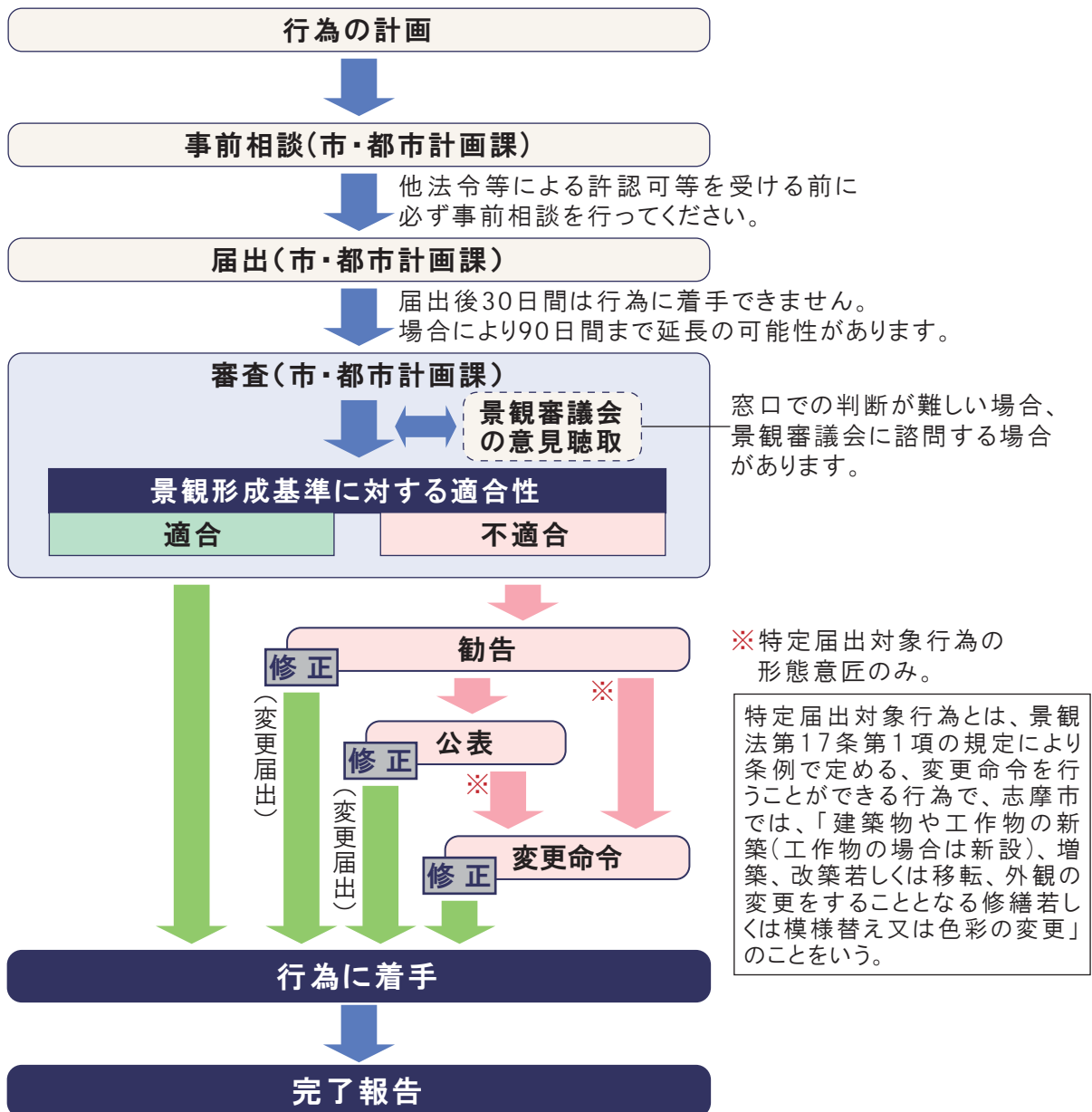
2-2. 届出の流れ

届出の流れ(変更届出も含む)

志摩市景観計画に係る届出の流れは、下の図のとおりです。

届出が必要な行為は、事前相談を義務づけています。これは、あらかじめ「景観形成基準チェックシート」などを用いて、事業者や設計者の方に自ら、行為の内容をチェックしていただき、景観形成基準に適合しているかどうかを確認するためのものです。景観法の規定により、通常は届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、事前相談により支障がないと認められたものは、行為の着手制限の期間が短縮されます。

なお、本市では有識者等で構成される志摩市景観審議会を設置しており、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される場合や周辺の景観への配慮の方法について、窓口での判断が難しい場合は、景観審議会に諮問する場合があります。



※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

※行為の届出後に、届出にかかる事項の変更が発生した場合、良好な景観形成に配慮した事項について、届出と同様の手続きが必要となります。